三　政府代表部

地域	所在地	別号											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	ジャカルタ（東南アジア諸国連合）	510,000	500,000	465,900	448,100	430,300	376,900	323,500	287,900	252,300	234,500	216,700	198,900
北米	ニューヨーク（国際連合）	600,000	510,000	475,100	456,100	437,100	380,100	323,100	285,100	247,100	228,100	209,100	190,100
	モントリオール（国際民間航空機関）	560,000	540,000	500,800	480,700	460,700	400,600	340,500	300,500	260,400	240,400	220,300	200,300
欧州	ウィーン（在ウィーン国際機関）	610,000	590,000	549,800	527,800	505,800	439,800	373,800	329,900	285,900	263,900	241,900	219,900
	ジュネーブ（在ジュネーブ国際機関）	810,000	680,000	634,300	608,900	583,500	507,400	431,300	380,600	329,800	304,400	279,100	253,700
	（軍縮会議）	710,000	680,000	634,300	608,900	583,500	507,400	431,300	380,600	329,800	304,400	279,100	253,700
	パリ（経済協力開発機構）	610,000	550,000	515,500	494,900	474,300	412,400	350,500	309,300	268,100	247,400	226,800	206,200
	（国際連合教育科学文化機関）	570,000	550,000	515,500	494,900	474,300	412,400	350,500	309,300	268,100	247,400	226,800	206,200
	ブリュッセル（欧州連合）	620,000	550,000	518,500	497,800	477,000	414,800	352,600	311,100	269,600	248,900	228,100	207,400

附　則

（施行期日等）

1　この政令は、平成二十四年十一月一日から施行し、改正後の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（以下「新令」という。）別表第一の規定は、平成二十四年八月一日から適用する。

（経過措置）

2　在外公館に勤務する外務公務員の平成二十四年八月分から十月分までの在勤基本手当の月額については、その者に係る新令別表第一に定める額がその者に係る改正前の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令別表第一に定める額（その額が二あるときは下段の額。以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。

外務大臣　玄葉光一郎
内閣総理大臣　野田　佳彦

労働契約法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百六十七号

労働契約法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、労働契約法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十六号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

労働契約法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十五年四月一日とする。

厚生労働大臣　三井　辨雄
内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○外務省令第十八号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月二十六日

外務大臣　玄葉光一郎

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。